

第2次中期財政計画

～財政基盤の安定化をめざして～

計画期間：平成21年度～23年度

平成21年3月

社会福祉法人
大分市社会福祉協議会

目 次

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	1
3	計画の期間	2
4	計画の対象事業	2
5	本会自主事業の現状	2
6	平成20年度をベースとした今後の財源推計	4
7	事業評価等による事業費の見直し	5
8	計画の目標数値及び財源不足の補填方法	5
9	計画の推進体制	6
10	資料	
	社会福祉法人大分市社会福祉協議会事務事業評価実施要綱	8
	社会福祉法人大分市社会福祉協議会事務事業の外部評価実施要領	11
	社会福祉法人大分市社会福祉協議会外部評価委員会設置要領	13
	社会福祉法人大分市社会福祉協議会事務事業の外部評価について（諮問）	15
	社会福祉法人大分市社会福祉協議会事務事業の外部評価について（答申）	16
	大分市社会福祉協議会事務事業外部評価	19

1. 計画策定の背景

本会は、平成17年度に理事会による内部評価や第3者の視点を取り入れた外部評価委員会による審議の過程を経て、平成18年度～20年度の3ヶ年の事務事業運営の指針となるべき第一次の「中期財政計画」を策定いたしました。

その結果、地域ふれあいサロン（高齢者）事業が自主事業から受託事業に移行したこと、校（地）区社会福祉協議会活動費補助金等の見直しや一般会費の納入に全自治会が取り組んでいただいたこと等により一定の成果が図られたところです。

※「第一次中期財政計画」の自主財源の確保及び事務事業評価に基づき見直し等を行った結果、自主財源の単年度収支で、18年度は、995千円の繰越（黒字）、19年度は、7,883千円の繰越（黒字）ができました。また、20年度につきましては、△3,225千円の繰越（赤字）を見込んでおります。

しかしながら、近年の社会情勢は、世界的な金融危機の影響による経済不況、雇用不安と著しく日本経済が低迷しており、景気浮揚の兆しは不透明な状況の中、本会の主要な自主財源である寄付金収入はさらに減少するものと見込まれます。

このような中、本会では、平成21年度から平成25年度までの5ヶ年を計画期間とした地域福祉を推進するための事業方針となる「第3次地域福祉活動計画」を広範な市民参加のもと策定いたしました。

この計画を実践するためには、財源調整を図る必要があることから、第一次の「中期財政計画」に引き続き、現在、実施しております事務事業について外部評価委員会による審議を受ける中で、平成21年度から平成23年度の3ヶ年を計画期間とした「第2次中期財政計画」を策定するものです。

2. 計画策定の目的

- 将来の財政収支の見通しを明らかにしながら第3次地域福祉活動計画（平成21年度～平成25年度）に基づく計画的な施策・事業の展開、予算編成・執行を行う際の基本指針といたします。
- 長引く景気低迷による自主財源の減少が見込まれることから、健全な財政運営を行うための有効な手段として用います。
- 予算編成及び通常予算執行管理が、常に適正に行われているかどうかチェックを行う際の有効な手段として用います。
- 校（地）区社会福祉協議会を始め各種関係団体等、広く市民に対して、本会が

進める財政運営の健全化、安定化への取り組みに対する理解を深める有効な手段として用います。

3. 計画の期間

計画期間は、平成 21 年度～平成 23 年度の 3 ヶ年といたします。

4. 計画の対象事業

平成 20 年度当初予算に掲げた本会実施事業のうち、大分市補助金・受託金収入、介護保険収入、支援費収入等事業実施に付随する特定財源のみを原資とする事業を除き、原則として自主財源である会費収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、預金利息等その他収入を原資とする自主事業とします。

5. 本会自主事業の現状

(1) 本会全体予算に占める自主事業の割合

本会の事業運営状況を平成 20 年度の当初予算額で見ると、総事業費は 700,699 千円で、その内、介護保険事業 348,353 千円 (49.7%)、公益事業特別会計 54,502 千円 (7.8%)、受託(補助)事業 222,079 千円 (31.7%)、自主事業 75,765 千円 (10.8%) の割合となっております。

(2) 自主事業に係る収支の状況について

自主事業は、会費収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、預金利息等その他収入を財源としております。

① 会費収入

会費収入については、平成 12 年度の制度開始以来順調に推移し、19 年度には、ほぼ制度が定着し、全自治会より納入がありましたことから、今後につきましては、収入の大きな増加は見込めない状況にあります。

(単位：千円)

区 分	平成 1 7 年度 (決算額)	平成 1 8 年度 (決算額)	平成 1 9 年度 (決算額)	平成 2 0 年度 (見込み)
一般会費	15,348	15,837	16,095	16,500
賛助会費	1,666	2,300	2,504	2,500
特別会費	690	960	1,030	1,200
合計	17,705	19,097	19,629	20,200

② 寄付金収入

寄付金収入（香典返し及び篤志の寄付金）については、長期にわたる景気の低迷等により激減しています。平成20年度の収入を16,938千円程度と見込んでおりますが、これは平成17年度の決算額25,378千円と比較すると2/3程の収入額に過ぎず約8,440千円の大幅な減収となり、今後もこの減少傾向は続くものと見込んでおります。

(単位：千円)

平成17年度 (決算額)	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (見込み)
25,378	17,384	17,934	16,938

③ 共同募金配分金収入

共同募金配分金収入については、歳末たすけあい募金を原資として、共同募金会大分市支会が実施している「おせち料理配布事業」が、高齢者の増加に伴い、事業費が増額傾向となっていることから、本会への配分金が年々減少し、今後についても減額が見込まれます。

(単位：千円)

平成17年度 (決算額)	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (見込み)
35,127	27,215	28,135	27,879

④ 収支の状況について

本会では、このような厳しい財政状況を打開すべく、平成18年度には、地域ふれあいサロン(高齢者)事業を自主事業から受託事業に変更、校(地)区社会福祉協議会活動費補助金15%程度削減、19年度には各種団体の運営費補助金10%程度削減等の事務事業の見直しを実施したものの寄付金額の減少により厳しい財政運営が続いております。

(自主財源)

(単位：千円)

区 分	平成17年度 (決算額)	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算見込)
収入合計	83,659	68,455	73,952	70,533
支出合計	74,152	67,460	66,069	73,758
収支差額	9,507	995	7,883	△3,225

⑤ 大分市との関係

人件費補助金や各種事業に対する補助・委託等の関係により本会との関わりが非常に大きい大分市においては、世界的な金融危機の影響による経済不況、雇用不安と著しく日本経済が低迷している中、税収の落ち込み、地方交付税の大幅削減等により厳しい財政状況にあり、これらに伴う行財政改革の徹底等により今後本会に対する補助金・委託金の見直しにつながる事が考えられます。

6. 平成 20 年度をベースにした今後の財源推計

(1) 会費

制度発足の平成 12 年度から各自治会に協力依頼を行ってきた結果、全自治会から納入があった平成 19 年度の決算額がほぼピークと思われることから、平成 19 年度決算数値及び平成 20 年度の収入状況を勘案し次のとおり推計しました。

会費の収入見込み (単位：千円)

項目	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度
一般会費	16,500	16,500	16,500
賛助会費	2,500	2,500	2,500
特別会費	1,200	1,200	1,200
計	20,200	20,200	20,200

(2) 寄付金 (香典返し・篤志寄付)

直近 2 ヶ年 (平成 18 年度～19 年度) の決算数値による収入状況の推移及び平成 20 年度の収入状況を勘案し次のとおり推計しました。

なお、篤志寄付は 1,500 千円均一で推計しました。

寄付金の収入見込み (単位：千円)

項目	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度
香典返し	15,504	15,504	15,504
篤志寄付	1,500	1,500	1,500
計	17,004	17,004	17,004

(3) 共同募金配分金

一般募金分・歳末たすけあい募金の配分金については、大分市支会では、

平成 20 年度見込み額を平成 19 年度の 2%減を見込んでいることから、平成 21 年度以降の各年度とも前年度の 2%減で推計しました。

表 4 共同募金配分金の収入見込み (単位：千円)

項 目	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度
一般募金	19,468	19,078	18,697
歳末たすけあい	7,854	7,697	7,543
計	27,322	26,775	26,240

7. 事業評価等による事業費の見直し

適材適所の人員配置等による人件費の抑制あるいは一般事務費の節減等による経費の削減を行う他、平成 20 年度実施している 55 事務事業について、理事会による内部評価（平成 21 年 2 月 16 日）を行い、さらには、学識経験者等第三者の視点による客観的な外部評価（平成 21 年 2 月 25 日）による審議を経て、平成 21 年度以降についても引き続き地域福祉の推進を図ることとなったところであります。

8. 計画の目標数値及び財源不足の補填方法

(1) 目標数値

本計画に掲げる目標数値は、収入・支出それぞれ下表のとおりといたします。

計画の目標数値 (単位：千円)

項 目	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度
収入①	66,026	65,479	64,944
会費	20,200	20,200	20,200
寄付金	17,004	17,004	17,004
共同募金配分金	27,322	26,775	26,240
その他の収入	1,500	1,500	1,500
支出②	72,644	72,315	72,921
人件費	15,891	16,594	17,041
事務費	12,331	11,558	11,681
事業費等	44,422	44,163	44,199
収支差額の見通し (①－②)	△6,618	△6,836	△7,977

(2) 財源不足の補填方法

本計画に掲げる目標数値で生じた財源不足の補填方法は次のとおりといたします。

財源不足の補填方法

(単位：千円)

項 目	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度
○介護保険事業からの繰り入れ	4,000	4,000	4,000
○繰越金の充当	2,618	2,836	3,977
合 計	6,618	6,836	7,977
○繰越金残高	58,062	55,226	51,249

9 計画の推進体制

- 本会の財政運営の健全性確保の観点から、本計画に掲げる目標数値については、計画期間内における予算編成、決算等の過程を経ることにより十分なる検証を行い、必ず目標数値以上の財政状態を確保するよう本会一丸となって計画推進に取り組むものとします。
- 収入確保対策としては、一般・賛助・特別会費ともに職員による訪問活動等により、前年度実績以上の確保に向けた取り組みを継続いたします。
- 本計画を構成する事務事業については、計画に掲げる目標数値の基礎となった事業費に固執することなく、費用対効果の観点から事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを基本姿勢に、常に徹底した点検・評価を行う中で、優先度や事業効果の低い事業については整理を行い、優先度の高い事業への財源の重点化を図るなど、スリムで活力ある計画推進体制をめざします。
- 計画期間においては、財政基盤の安定化、透明性の高い財政体質への変換・定着・維持に鋭意努めるなど、計画期間終了後の平成24年度以降においては、収入規模に見合った事業運営が長期的に可能となるような基礎固め、下地作りを行うものとします。

資 料

○社会福祉法人大分市社会福祉協議会事務事業評価実施要綱

1 趣旨

現在は、少子高齢化が進み、世帯のあり方も大きく変化する中で、家庭や地域の支えあう力が弱くなり、自分のことだけに関心や興味を向ける傾向にあります。その結果、子育てや介護に伴うストレスの増加、一人暮らしの高齢者の孤立化など、生活の不安も増えています。

このように、少子高齢化の問題が深刻化する現状では、福祉に関する公的サービスの今の水準を維持し続けることが困難な事態に直面しています。また、頻発する災害に備え、地域ぐるみで災害弱者対策などの防災体制を早急に備える必要に迫られています。

地域福祉への関わりは、他人のためばかりでなく自分自身のための行動でもあることを市民の皆様にも認識してもらわなければなりません。

こうした中、本会を取り巻く財政状況は、長期化する景気の低迷や国の三位一体改革の影響等による大分市の財政状況の悪化等により年々厳しさを増している状況です。

このような状況の下、社会福祉法で定められた地域福祉を推進する団体として、本会の果たす役割は益々重要となっています。

限られた財源の下で、関係機関・団体、行政と協働してより効果的・効率的に事務事業に取り組み、地域福祉を増進すると共に、その内容を関係機関・団体の皆様に分かり易く説明する手段の一つとして「事務事業評価制度」を導入するものです。

2 基本的な考え方

景気低迷が長期化する中、本会の財政は自主財源不足の基調が当面続くものと見込まれます。このような中、社会福祉法人としての立場上、経営の理念を前面には出せないものの、本会が抱える緊急・重要な課題に迅速・的確に対応し、本会の地域福祉活動計画に基づく各種施策の着実な進展を図るためには、既存事業の大胆な見直しとその見直し効果を活用した施策展開（スクラップ・アンド・ビルド）を進めていくという姿勢がこれまで以上に必要になっています。

このため、事務事業評価の実施にあたっては、事務事業全般について、その目的は何かという基本に立ち返りながら、成果重視による徹底した点検・評価を行います。

3 評価の区分

(1) 自己評価（第1次評価）

事務局は、成果重視、スクラップ・アンド・ビルドの原則のもと、所管する事務事業の横断的評価を行う。

(2) 内部評価（第2次評価）

理事会は、事務局の自己評価について、本会を取り巻く各種情勢や本会の使命等を総合的に勘案し、全市的な視点に立って評価を行う。

(3) 外部評価

本会の事務事業や業務内容の改善方向について客観的に検討を行う。

4 自己評価

(1) 評価主体

自己評価の評価主体は、担当部署とする。

(2) 評価対象とする事務事業

原則として計画策定年度予算に計上した本会の自主事業を評価対象とする。

(3) 評価手法

- イ 事務事業の目的は何かという基本に立ち返りながら、事務事業の成果を明確化する。
- ロ 事務事業を実施するためのコスト（概算人件費を含む）を算出するとともに、事務事業の実績を測定するための指標を設定する。
- ハ 地域福祉活動計画達成のための寄与度を明確化する。
- ニ 本会関与の妥当性及び市民ニーズへの適応性について、点検・評価する。
- ホ 点検・評価結果に基づき、今後の事務事業の方向性についての判断を行う。

(4) 事務局評価

- イ 担当部署評価を行ったものについて、評価指標、評価結果等を点検し、事務局として横断的な視点から事務事業の見直しを促進するため、事務局評価を行う。
- ロ 事務局評価の評価主体は、事務局評価会議とする。
- ハ 事務局評価会議は、事務局長を会長とし、関係部署の課長で構成する。
- ニ 事務事業の見直しを促進するため、事務事業の目的と指標、指標と評価結果との対応関係について横断的な視点からゼロベースで点検・評価する。

5 内部評価

理事会は、事務局から提出された事務事業の自己評価について、本会を取り巻く諸情勢や本会の使命等を勘案し、全市的な視点に立って評価を行うものであり、理事会の決定をもって、本会としての内部評価結果とする。

6 外部評価

(1) 外部評価の趣旨

評価の透明性及び客観性を確保し、事務事業評価に第三者の視点を取り入れるため、外部評価を行う。

(2) 評価主体

外部評価の評価主体は、外部評価委員会とする。

(3) 評価対象とする事務事業

内部評価を行った事務事業のうち、別の要領で定めるものを評価対象とする。

(4) 評価方法

評価対象とする事務事業に係る事務事業評価表に基づき、事務事業の改善方向について点検・評価する。

7 評価結果の周知

事務事業評価の結果については、本会の評議員会並びに本会の校地区社協会長・事務局長会議で報告し、周知を図る。

8 その他

この要綱に定めるものの他、事務事業評価の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

○社会福祉法人大分市社会福祉協議会事務事業の外部評価実施要領

1 外部評価実施の目的

- (1) 本会の事務・事業に対する内部評価に専門的・市民的な外部の視点からみた事務事業のムリ・ムダ・ムラ及び重点化が必要な事業について指摘をいただき、本会による事務事業の取捨選択や財源配分・事務改善の際の参考に資すること。
- (2) 今後の事務事業評価のあり方について意見・提言をいただくこと

2 評価対象事業の選定の観点と外部評価への期待

- (1) 事業の中でも、特に住民の生活に影響が大きいと思われるもの
 - ・これらの事業には、地域住民としての生活者の視点からの評価を加味することを期待します。
- (2) 内部評価において比較的高く評価されたもの
 - ・事業防衛的な評価となっていないかどうかを確認することを期待します。
- (3) その他、外部の意見を聴いてみたい事業
 - ・一次・二次評価で評価が分かれたものなど、第三者の評価も加味されることを期待します。

3 選定基準

- (1) 住民生活や地域における福祉活動に影響が大きいと思われる事業
 - ・団体系補助金、交付金 ・支援系補助金、交付金 等
- (2) 内部評価でA評価であったが金額が大きいもの
- (3) 一次・二次評価で評価が分かれた事務事業
- (4) その他、外部からの意見を参考としたいもの

4 外部評価の実際

- (1) 評価体制
 - 評価対象事業を、委員全員で評価する。
- (2) 評価内容
 - 当該事業が住民の視点からみて支持されるかどうかという観点に立ち、
 - イ 当該事業への会費等自主財源の投入を是認する度合い
 - ロ 事業の課題（ムリ・ムダ・ムラ）や改善が求められる点及び優位点 等
などについての包括的な意見を付するものとする。
 - ハ 自主財源の投入に対するコメント（例）
 - ・投入は適当
自主財源を投入するにふさわしい事業である
 - ・慎重に投入すべき
投入すべきかもしれないが、財政状況や社会の動向、受益者負担の検討、他の優先事項などをみて投入すべき事業である

- ・最小限に投入すべき
必要最小限とすべき事業である
- ・支持されない
目的や必要性、効果などからみて、そのままでは自主財源の投入を支持できない事業
である

5 その他

会議の進行は、外部評価委員会設置要領の規定によるものとする。

附 則

この要領は、平成17年11月25日から施行する。

○社会福祉法人大分市社会福祉協議会外部評価委員会設置要領

(設置)

第1条 大分市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事務事業について、第三者の立場から客観性のある評価を行い、限られた財源の中で市民ニーズに即した事務事業を実施するため、有識者等による大分市社会福祉協議会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、事務事業評価について本会会長（以下「会長」という。）に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他、会長が必要と認めた者

(期間)

第4条 委員会は、1年を1期間とする。

2 委員の委嘱は、1期間ごとにこれを行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから会長が指名する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償費)

第8条 委員に対する報償費は、予算の範囲内で会長が決定し、これを支払うことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、本会総務課に置き、必要な事務を行うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて設置される委員会は、平成18年3月31日までの1期間とする。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

大市社協第 652 号
平成 21 年 2 月 25 日

大分市社会福祉協議会
外部評価委員会
委員長 奥田 憲昭 殿

社会福祉法人
大分市社会福祉協議会
会長 秦 政 博

大分市社会福祉協議会事務事業の外部評価について（諮問）

本会は、長期化する景気の低迷等により、財政状況が年々厳しさを増していることから、限られた財源の下で、関係機関・各種団体・行政との協働により効果的・効率的な事務事業に取り組み、地域福祉を増進する施策に努めております。

その内容を関係機関や各種団体の皆様に分かり易く説明する手段の一つとして「事務事業評価制度」を導入し、安定した事業運営を実施するため、平成 17 年度に事務局による自己評価、本会理事会による内部評価、学識経験者等第三者の視点による客観的な外部評価を受け、平成 18 年度から平成 20 年度までを計画期間とした「中期財政計画」を策定いたしております。

また、今年度は地域福祉を推進するための事業指針となる平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 3 次地域福祉活動計画」を策定したところでもあります。この計画を実践するためには財源調整を図る必要があることから、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間を計画期間とした「第 2 次中期財政計画」を平成 20 年度に策定することといたしております。

この策定にあたり、現在実施している各種事業について、本会が先般内部評価を行いました別紙事務事業に対しまして、今後の方向性など客観的な第三者の視点から貴委員会の意見・提言を求めます。

平成21年3月11日

社会福祉法人
大分市社会福祉協議会
会長 秦 政 博 殿

大分市社会福祉協議会
外部評価委員会
委員長 奥田 憲昭

大分市社会福祉協議会事務事業の外部評価について（答申）

平成21年2月25日に諮問を受けました大分市社会福祉協議会事務事業の外部評価について、本委員会において慎重かつ詳細に審議を行った結果、つぎのとおり意見の集約ができましたので本日ここに答申をいたします。

記

長期化する景気の低迷等により、貴会を取り巻く財政状況は厳しいものがあり、第2次中期財政計画の策定を行うにあたり、事務事業の内部評価を実施し、さらに外部評価を計画されたことは誠に意義のあることと存じます。

本委員会では、貴会の内部評価において、方向性の示されましたAランク（事業拡大）14事業、Bランク（現状維持）36事業、Cランク（統合・縮小）5事業、Dランク（休止・廃止）0事業 合計55事業について、総合的に審議を行う中で、貴会の内部評価について基本的に同意するものの、今後貴会に検討を要望する主な項目等について別紙により「意見書」の形でまとめさせていただきました。

本委員会の答申内容につきましては、来年度以降の予算編成や事務事業の執行に的確に反映されることを期待いたします。

さらに、貴会が限られた財源の中で市民ニーズに即した事務事業を実施し、地域組織である校（地）区社会福祉協議会と連携して、大分市における地域福祉の推進について中核的役割を發揮されますよう切に要望いたします。

外部評価委員会意見書

- 1 貴会が社会福祉法で定める地域福祉推進団体として、内部評価における事業拡大項目である「小地域福祉ネットワーク活動事業」において、一歩進んだ更なる地域活動支援が展開されることを要望します。
- 2 限りある財源の中で、貴会が行う事業内容等について、若い年代を中心とした幅広い世代に知っていただけるよう「大分市社協だより」や「ホームページ」及び各種広報媒体を使った有効的な方法について検討するよう要望します。
- 3 次代を担う子どもたちの健やかな育ちと家庭や地域の子育てを応援するため、やさしさや思いやりの心を育み、福祉への関心を持ってもらうきっかけづくりとなる「子どものための福祉講座」や「親と子のボランティア体験講座開催事業」等の福祉体験講座は一定の評価をするものの、「ふれあい・いきいきサロン活動事業（子育て・三世代サロン）」には一層の支援を要望します。
- 4 限りある財源を有効活用するためにも、「ライフパル相談業務」など実績の低い事業の見直し及び予算配分の見直しを要望します。

社会福祉法人大分市社会福祉協議会外部評価委員会 委員名簿

	氏名	役職名
(1) 学識経験を有する者	おくだ のりあき 奥田 憲昭	大分大学 経済学部 教授
	かききこ けんじ 垣迫 健二	垣迫クリニック 院長
	かしま かずのり 加島 和典	ななせ総合事務所 税理士
(2) 各種団体の代表者	おの たかつぐ 小野 峻嗣	大在・坂ノ市地域包括支援センター 所長
	たなか カヨコ 田中 カヨコ	NPO法人 みんなの広場 とんとん 理事長

社会福祉法人大分市社会福祉協議会

事務事業外部評価

外部評価一覧表

	部署名	総務課	地域福祉係	総合相談支援室	ボランティアセンター	合計
	評価内容					
A評価	(事業拡大)	2	8	3	1	14
B評価	(現状維持)	16	8	2	11	37
C評価	(統合・縮小)	0	0	0	4	4
D評価	(休止・廃止)	0	0	0	0	0
	事業合計	18	16	5	16	55

NO.	事業名	事業内容	第3次 地域福 祉活動 計画該 当事業	内部評価		外部評価	
				総合 評価	評価意見・説明	総合 評価	評価意見・要望等
<p>■地域福祉課 地域福祉係 所管事業</p> <p>◎ 事務事業評価の基本的な考え方</p> <p>地域のニーズをキャッチするシステムの構築を図る中、校区社協や各種団体と連携し、住民の自主的な参加による各種事業の推進を図る。</p> <p>◎ 具体的推進項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合相談事業の拡充(非制度的サービスの創出を視野に入れた、地域支援・個別支援) 2. 小地域福祉ネットワーク活動・サロン活動事業の推進(地域支援システムの導入・見守り・声かけ・助けあい・社会参加・介護予防・災害対応の推進、支援システムの構築) 3. 校(地)区社協基盤強化・活動支援(地域担当・窓口制を導入し、校(地)区社協等との連携・協働による事業推進) <p>○校(地)区社協基盤整備事業</p>							
1	校(地)区社協活動費交付事業 (歳末助け合い募金配分金充当事業)	各自治会の募金実績等に基づき、予算額に応じ配分額を決定し交付する。		B	本会が行う事業計画を進める上で、地域の実情を把握している校(地)区社協を財政的に支援するため継続的な交付は必要である。ただし、共同募金改革の行方、歳末助け合い募金の使途の拡大によっては大分市支会と調整の上、交付のあり方を見直す必要がでてくる。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
2	校(地)区社協福祉活動費交付事業	市内各自治会から納入された一般会費から、自治会を所管する該当校(地)区社協へ、納入金額合計の1/2を校区で取り組む独自の福祉活動費として交付する。		B	本会が行う事業計画を進める上で、地域の実情を把握している校(地)区社協の活動が充実したものとなるよう支援するための継続的な交付は必要である。今後とも、全自治会の納入を働きかけていくとともに、会費の値上げについても検討する必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
3	校(地)区社協老人生きがい対策事業 補助金交付事業	高齢者を対象とした、生きがいづくりを目的としたスポーツ大会等の開催経費の一部補助。限度額3万円。平成19年度は40校(地)区社協に交付。		B	市補助金の動向次第では、今後の補助金の在り方について検討する必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
4	校(地)区社協活動費交付事業 (共同募金配分金充当事業)	市内45校(地)区社協及び5地区区社協の運営にかかる経費を補助する。		B	本会が行う事業計画を進める上で、地域の実情を把握している校(地)区社協を財政的に支援するため継続的な交付は必要である。ただし、交付の在り方については検討する必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。

大分市社会福祉協議会 外部評価委員会 事業一覧表

NO.	事業名	事業内容	第3次 地域福 祉活動 計画該 当事業	内部評価		外部評価	
				総合 評価	評価意見・説明	総合 評価	評価意見・要望等

○地域福祉推進事業

5	小地域福祉ネットワーク活動事業	地域福祉の基礎となる小地域で、一人暮らし高齢者等支援を必要とする住民とその家族を対象に地域住民が協力者となって自主的な支援活動(見守り・声かけ・助け合い)を行うネットワークを構築する。	○	A	本会の基本となす重要事業であり、今後は、活動への協力者の増加や、本会が実施しているサロン事業との繋がり強化や災害対応などさらなる充実を図る必要がある。	A	・貴会内部評価意見に同じ。 ・当該事業にて構築されたネットワークを活用して、一歩踏み込んだ地域活動支援が展開されることを要望します。
6	地域ふれあいサロン活動事業 (高齢者)	地域のシニアリーダーやボランティア等の協力者を得ながら、自治区・校区公民館等においてレクリエーション・教養講座、さらに介護予防のメニューを取り入れた活動を行うことにより、社会的孤立感を解消し、また外出することにより地域において参加者同士の交流を深め、より快適で元気に生活を送ってもらうことを目的とする。	○	A	本会の基本となる重要事業である。今後、サロン増加に伴う事務の管理方法や、協力者等の人材確保については検討を要する。	A	・貴会内部評価意見に同じ。
7	地域ふれあいサロンボランティア育成事業 (高齢者)	介護予防メニューを取り入れたサロン活動を推進するにあたり、高齢者の健康維持を図るとともに、サロンボランティアの掘り起こしを行う。	○	A	本会の基本となる重要事業である。今後、育成事業の内容については行政と社協が連絡調整を図る必要がある。	A	・貴会内部評価意見に同じ。
8	ふれあい・いきいきサロン活動事業 (子育て・三世代サロン)	地域の集会所・公民館等を利用して、子育て中の親子等・障がい者等が集い、ボランティア等地域住民の協力を得ながら交流を行い、社会参加を促進するサロンを開設・支援する。	○	A	校(地)区社協との連携を図り、子育てサロン等の普及拡大に向けたさらなる支援を行う必要がある。	A	・貴会内部評価意見に同じ。 ・高齢者だけでなく子育てサロンの充実を要望します。
9	校(地)区社協会長・事務局長会議、 地域福祉推進会議	校(地)区社協会長・事務局長に本会の事業を理解していただくとともに、小地域福祉ネットワーク事業、ふれあい・いきいきサロン事業等地域福祉の推進を図るための基幹会議。	○	A	地域福祉活動のリーダーとして今後とも情報を共有する中、平成20年度に開始した「地域担当制」により、連携を強化する必要がある。	A	・貴会内部評価意見に同じ。

大分市社会福祉協議会 外部評価委員会 事業一覧表

NO.	事業名	事業内容	第3次地域福祉活動計画該当事業	内部評価		外部評価	
				総合評価	評価意見・説明	総合評価	評価意見・要望等
10	地域福祉活動計画推進委員会	地域福祉活動計画推進委員会を開催し、地域福祉活動計画の進行管理を行う。	○	B	地域福祉活動計画の進行管理に必要な組織であるが、毎年度に行う見直し・検証方法及び委員会実施の在り方について検討を要する。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
11	地域福祉懇談会	第3次地域福祉活動計画の策定や日常の福祉活動について、各校(地)区社協等と意見を交換し、市社協や校(地)区社協、地域住民、行政等の課題や果たすべき役割分担について話し合う。	○	A	本会の基をなす重要事業である。校(地)区社協と協働する中、定期的を開催していく。	A	・貴会内部評価意見に同じ。
○広報啓発事業							
12	大分市社会福祉大会	社会福祉の功労者を表彰し、真に豊かな福祉社会の実現に向けての啓発を行う。	○	B	事業がマンネリ化しており、来年度は40回記念大会であることから、大分市と協議をしながら大会開催方法について検討する必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
13	大分市社協だより発行等広報・啓発事業	市社協や、校(地)区社協での地域福祉活動等について市民に広報するとともに、地域福祉についての啓発を行う。	○	A	年間の広報計画や編集方針を確立し、広報活動のさらなる充実を図る。	A	・貴会内部評価意見に同じ。 ・幅広い世代に関心をもってもらえる広報紙の作成を要望します。
○福祉教育							
14	福祉副読本作成・配布事業	福祉教育推進のため、小学校5・6年生を対象とした福祉副読本「ふくしの心」を作成し、活用してもらう。児童用と教師指導用を作成する。	○	B	子どもの福祉意識の醸成と福祉活動への参加を促す事業として今後も継続するが、利用状況について定期的に調査を実施し、活用を促進する必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。 ・子どもが見て、もっと分かりやすい内容となるように要望します。
15	子どものための福祉講座(福祉巡回教室)	小中学校の児童・生徒を対象に、車いす体験、アイマスク・盲導犬体験、手話体験等を通じて、福祉の心を醸成する。	○	A	事業は福祉体験を通して子供の福祉意識を醸成する事業として今後も実施するものの、福祉教育の重要性に鑑み、学校と福祉の関わりを検証し、充実を図る。	A	・貴会内部評価意見に同じ。
○その他							
16	短期里親事業	児童養護施設において、盆・正月に家庭で過ごすこと(一時帰宅)のできない児童を、短期里親が受け入れ、家庭での生活を通じて情緒の安定を図り、児童の健全な発達を助ける。		C	事業の在り方について検討する必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じであるが、引き続き事業に取り組んでいただきたい。

大分市社会福祉協議会 外部評価委員会 事業一覧表

NO.	事業名	事業内容	第3次 地域福 祉活動 計画該 当事業	内部評価		外部評価	
				総合 評価	評価意見・説明	総合 評価	評価意見・要望等
■地域福祉課 総合相談支援室 所管事業							
17	地域福祉総合相談支援事業	校(地)区社協、民生児童委員などの地域の組織・団体と連携する中、地域住民のニーズの把握と解決に努める。	○	A	本会の基をなす重要事業である。 今後は、校(地)区社協、民生児童委員等の社協を構成する団体や、各支援センター、NPO等専門機関との連携・協働による事業推進を行う。	A	・貴会内部評価意見に同じ。
18	地域福祉音楽指導員派遣事業	音楽指導員を派遣することにより、地域でのふれあい交流を促進し、住民の健康の維持、増進を図る。	○	A	平成20年度からサロンへの派遣を開始するなど、今後ますますニーズは高くなると予想されるが、それに伴う指導員の養成・確保が必要である。	A	・貴会内部評価意見に同じ。
19	大分市障害者生活支援事業	障がいのある人と、その家族が地域の中で生き生きと生活するために必要なあらゆる相談に応じることを目的とする。	○	B	今後ますますニーズは高くなると予測され、相談件数増加に伴う事務量の増等、人員配置や事務の在り方について大分市と協議・検討する必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
20	福祉サービス利用援助事業	実施主体である大分県社会福祉協議会からの委託を受けて行う事業。認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の十分でない方々が、地域で安心した生活が送れるよう援助する。	○	A	少子高齢化・核家族化が進展する中、利用ニーズは高く、今後も拡充していくことが予測されるが、これに伴い、業務の見直しや生活支援員の人員確保について検討する必要がある。	A	・貴会内部評価意見に同じ。
21	生活福祉資金貸付事業	大分県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度(離職者支援資金、長期生活支援資金含む)を受託して行う事業。低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯及び失業により生計の維持が困難になった世帯に対し、必要な資金の貸し付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長と在宅福祉及び社会参加の促進を図る。	○	B	制度の改正等に伴い、人員配置や事務の見直しが必要である。	B	・貴会内部評価意見に同じ。

NO.	事業名	事業内容	第3次 地域福 祉活動 計画該 当事業	内部評価		外部評価	
				総合 評価	評価意見・説明	総合 評価	評価意見・要望等
<p>■地域福祉課 ボランティアセンター 所管事業</p> <p>◎ 事務事業評価の基本的な考え方</p> <p>ボランティア活動に対する関心の高まりや、活動分野の広がりのなかで、活動の活性化をめざし、推進項目を掲げ、評価並びに見直しを行う。</p> <p>◎ 具体的推進項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティア活動へのきっかけづくりとなる入門講座の内容充実 2. 災害時のボランティア活動への理解と実践力の強化。 3. 地域におけるボランティア活動の核となる人材の養成。 4. 校区ボランティア活動の活性化 							
○広報啓発事業							
22	ミニ情報誌「ボランティアだより」発行事業	大分市ボランティアセンターに登録しているボランティアグループ並びに個人、公民館や郵便局などを対象に、年3回(4,000部/1回)発行する。	○	B	事業の必要性はあるが、作成手法等については検討を要する。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
23	大分市ボランティアフェスタ21開催事業	ボランティアグループなどによる活動発表や体験交流活動、パネル展示や福祉施設販売等を行い、最後に「おおいたアピール」を採択する。		C	開催方法について検討を行い、ボランティアが参加しやすい事業の検討を行う必要がある。	C	・貴会内部評価意見に同じ。
○ボランティア養成・研修事業							
24	夏のボランティア体験月間開催事業	大分市内の学生・生徒及び社会人に夏休みを中心とした一定期間、ボランティアな福祉活動を体験することにより、自分たちが住む地域社会の福祉課題や福祉の現状を理解していただき、ボランティア活動への積極的な参加を促進し、ボランティア活動の振興を図ることをねらいとする。	○	B	本事業を通じてボランティア活動への積極的な参加が促進されるよう、事業後のフォローについて検討する必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
25	親と子のボランティア体験講座開催事業	市内小学校3～6年生とその保護者を対象に車椅子、アイマスク・盲導犬等に関する講話並びに体験学習を実施する。	○	B	事業終了後、ボランティア活動へつながる支援が必要である。	B	・貴会内部評価意見に同じ。

大分市社会福祉協議会 外部評価委員会 事業一覧表

NO.	事業名	事業内容	第3次 地域福 祉活動 計画該 当事業	内部評価		外部評価	
				総合 評価	評価意見・説明	総合 評価	評価意見・要望等
26	点訳奉仕員養成講座開催事業	点訳の基礎・基本を習得した点訳奉仕者を養成する。	○	B	受講修了者へのフォローや、点訳ボランティア活動の重要性についての広報活動の在り方などについて検討する必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
27	朗読奉仕者養成講座開催事業	朗読の基礎から学び、ボランティア活動ができる技能・技術を身につけた朗読奉仕者を養成する。	○	B	他機関でも同様の講座が実施されており、独創性やボランティア活動への関わりなどについて検討する必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
28	ボランティア入門講座	ボランティアの基礎を学び、多様なボランティアグループの活動内容を知ることで、ボランティアへの理解と関心を深め、活動のきっかけとなる機会を作る。	○	B	ボランティア活動を行うきっかけづくりの場としての意義は高く、潜在的にボランティアに興味・関心のある方を受講募集し、継続して事業は行い、ボランティア活動実践へとつなげるが、講座開催方法については検討の必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
29	災害ボランティア研修会	災害及び災害事前対策、災害ボランティアに対する住民意識の高揚を図る。	○	A	引き続き継続して行い、住民が災害時に自分や家族そして地域を守ることができ、災害ボランティア活動への理解と実践力を備えられるよう支援を行う。	A	・貴会内部評価意見に同じ。
30	ボランティアコーディネーター会議	ボランティアコーディネーター15名並びに職員にてボランティア相談状況の把握・課題やコーディネートの在り方等についての意見交換を行う。	○	C	ボランティアコーディネーターの役割やあり方について、今後どうあるべきか検討する必要がある。	C	・貴会内部評価意見に同じ。
○ボランティア活動基盤整備事業							
31	ボランティアセンター運営委員会開催事業	本会理事やボランティア代表者・社会福祉施設代表者等から意見を伺い、ボランティアセンターを計画的かつ効果的に運営することを目的とする。	○	B	委員会開催内容の充実を図り、計画的かつ効果的なボランティアセンター運営につながるよう検討を行う。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
32	ボランティア協力校補助金交付事業	小学校・中学校・高等学校及び養護学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動・社会連帯の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の福祉活動の啓発を図ることを目的とする。		C	大分県社協の補助事業で、協力校へ補助金を交付するのみであり、今後については継続するかどうか大分県社協の動向を見守る必要がある。	C	・貴会内部評価意見に同じ。
33	校区ボランティアグループ活動助成事業	会員等の連絡調整に要する費用(通信、電話等)及び活動費の一部を補助する。	○	B	校区ボランティアの位置付を明確にする中、地域福祉活動への積極的な参画を促す必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。

大分市社会福祉協議会 外部評価委員会 事業一覧表

NO.	事業名	事業内容	第3次地域福祉活動計画該当事業	内部評価		外部評価	
				総合評価	評価意見・説明	総合評価	評価意見・要望等
34	一般、技術ボランティアグループ活動助成事業	会員等の連絡調整に要する費用(通信、電話等)及び活動費の一部を補助する。	○	B	ボランティアセンターへの登録をすすめる中、継続して活動の一部を支援する。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
35	ボランティア連絡協議会補助金交付事業	当協議会の運営に係る経費の一部を助成する。		B	補助金の交付だけにとどまらず、協議会との事業協働等について検討することが必要である。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
○ボランティア相談・支援事業							
36	ライフパル相談業務	ボランティアコーディネーター15名により、府内5番街にある大分市市民活動・消費生活センター「ライフパル」ボランティア相談コーナーにて、ボランティア相談業務に応じる。なお、コーディネーターによる相談は火(振替休館日にあたる場合は水)・木・土10～15時とし、日曜・祝日は職員がライフパル開館時間である9時から17時まで相談対応する。	○	C	利便性の向上という点から引き続き相談業務は行う必要があるものの、相談実績が1日1件に満たないことから、相談日等の見直しをする必要がある。あわせて、ライフパル事業への協力について検討する必要がある。	C	・貴会内部評価意見に同じ。 ・限りある予算を有効的に活用するためにも、本事業の存続について検討するよう要望します。
○福祉用具貸与事業							
37	車いす貸し出し事業	大分市民で歩行困難な自宅療養者へ最長一年間を限度として、車いすを貸し出す。		B	車いすの消毒・修繕等維持管理に必要な負担を求めながら事業を継続する。	B	・貴会内部評価意見に同じ。

NO.	事業名	事業内容	第3次 地域福 祉活動 計画該 当事業	内部評価		外部評価	
				総合 評価	評価意見・説明	総合 評価	評価意見・要望等
<p>■総務課 所管事業</p> <p>◎ 事務事業評価の基本的な考え方</p> <p>法人運営経費の見直し及び指定管理者制度による3施設の受託推進を行う。</p> <p>◎ 具体的推進項目</p> <p>1. 法人運営経費の削減に向けた取り組み。</p> <p>2. 大分市社会福祉センター、大分市生き生きプラザ潮騒、大分市多世代交流プラザの3施設の指定管理事業の受託</p>							
○法人運営							
38	法人運営	法人運営管理の事務費		A	徹底した経費節減を図り、適切な法人運営をすすめる必要がある。	A	・貴会内部評価意見に同じ。
39	ホームページ作成	ホームページを通じて、本会の事業内容や最新の情報を地域住民に向けて発信する。	○	A	地域福祉活動実践者の役に立つ情報の掲載や、より多くの地域住民に閲覧していただけるホームページの再構成が必要である。	A	・貴会内部評価意見に同じ。
○指定管理事業							
40	大分市社会福祉センター 指定管理事業	大分市所有施設のうち、指定管理対象である大分市社会福祉センターの運営管理を行う。		B	地域福祉活動の拠点となる施設の管理を、社協が指定管理者として指定を受けることにより、指定管理事業と地域福祉推進の効果的な事業実施を図ることができる。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
41	大分市生き生きプラザ潮騒 指定管理事業	大分市所有施設のうち、指定管理対象である大分市生き生きプラザ潮騒の運営管理を行う。		B	地域福祉活動の拠点となる施設の管理を、社協が指定管理者として指定を受けることにより、指定管理事業と地域福祉推進の効果的な事業実施を図ることができる。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
42	大分市多世代交流プラザ 指定管理事業	大分市所有施設のうち、指定管理対象である大分市多世代交流プラザの運営管理を行う。		B	地域福祉活動の拠点となる施設の管理を、社協が指定管理者として指定を受けることにより、指定管理事業と地域福祉推進の効果的な事業実施を図ることができる。	B	・貴会内部評価意見に同じ。

大分市社会福祉協議会 外部評価委員会 事業一覧表

NO.	事業名	事業内容	第3次 地域福 祉活動 計画該 当事業	内部評価		外部評価	
				総合 評価	評価意見・説明	総合 評価	評価意見・要望等
○各種相談事業							
43	老人相談事業	大分市からの受託事業。 高齢者の様々な悩みや相談に対応する。	○	B	引き続き、事業は継続して行うが、本会における相談事業の在り方について見直す必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
44	障がい者相談員派遣事業	大分市からの受託事業。 大分市内の障がい者が有する様々な悩みや相談に対応する。	○	B	引き続き、事業は継続して行うが、本会における相談事業の在り方について見直す必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
45	手話通訳者相談員派遣事業	大分市からの受託事業。 聴覚障が者の福祉の向上に資するため。	○	B	引き続き、事業は継続して行うが、本会における相談事業の在り方について見直す必要がある。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
○各種団体活動支援							
46	大分市社会福祉協議会 民生委員児童委員部会運営補助金	本会部会である同会の年間運営費の補助。		B	継続して部会への運営補助を行うとともに、事業を通じて部会との協働を図る。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
47	大分市社会福祉協議会 老人部会(市老連)運営補助金	本会部会である同会の年間運営費の補助。		B	継続して部会への運営補助を行うとともに、事業を通じて部会との協働を図る。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
48	大分市社会福祉協議会 保育部会運営補助金	本会部会である同会の年間運営費の補助。		B	継続して部会への運営補助を行うとともに、事業を通じて部会との協働を図る。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
49	大分市社会福祉協議会 施設部会運営補助金	本会部会である同会の年間運営費の補助。		B	継続して部会への運営補助を行うとともに、事業を通じて部会との協働を図る。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
50	大分市社会福祉協議会 老人施設部会運営補助金	本会部会である同会の年間運営費の補助。		B	継続して部会への運営補助を行うとともに、事業を通じて部会との協働を図る。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
51	大分市社会福祉協議会 身体障害者部会運営補助金	本会部会である同会の年間運営費の補助。		B	継続して部会への運営補助を行うとともに、事業を通じて部会との協働を図る。	B	・貴会内部評価意見に同じ。

大分市社会福祉協議会 外部評価委員会 事業一覧表

NO.	事業名	事業内容	第3次 地域福 祉活動 計画該 当事業	内部評価		外部評価	
				総合 評価	評価意見・説明	総合 評価	評価意見・要望等
52	大分市母子寡婦福祉部会運営補助金	本会部会である同会の年間運営費の補助。		B	継続して部会への運営補助を行うとともに、事業を通じて部会との協働を図る。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
53	大分市手をつなぐ育成会運営補助金	本会部会である同会の年間運営費の補助。		B	継続して部会への運営補助を行うとともに、事業を通じて部会との協働を図る。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
54	大分市青少年健全育成協議会 運営補助金	同会の年間運営費の補助。		B	引き続き、事業は継続して行うが、事業を通じて交付団体との協働を図る。	B	・貴会内部評価意見に同じ。
55	大分市子ども会育成連絡協議会	同会の年間運営費の補助。		B	引き続き、事業は継続して行うが、事業を通じて交付団体との協働を図る。	B	・貴会内部評価意見に同じ。